



～ 職場内での回覧をお願いします～

ジェネリック医薬品

に関するお知らせをお送りします

現在服薬中の方へ、ジェネリック医薬品に切り替えることによるお薬代の軽減額が記載された「ジェネリック医薬品軽減額通知」をご自宅宛てにお送りします。

※ このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

【送付時期】 **令和5年2月下旬（予定）**

【対象者】 ※すべての加入者に通知されるものではありません。

◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期期間服用されている方

◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

ジェネリック医薬品とは？

① 新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。

② 先発医薬品と比べて3割～5割程度安くなる場合が多いです。

③ 錠剤の小型化や味(苦味)の変更など、服用しやすい工夫がされているものもあります。

④ 健康保険料の引き下げにつながります。
※ 詳しくはインセンティブ制度をご覧ください！！



医師が患者さんの体質・症状などからジェネリック医薬品への切り替えが適切でないと判断した時など、変更できない場合があります。

また、現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



問い合わせ先：055-220-7751（企画総務グループ）

【重要】令和5年1月～申請書様式が変わりました！！

令和5年1月から、より迅速な審査の実施とよりわかりやすく記入しやすい様式とすることを目的として、協会けんぽの各申請書等の様式を変更いたしました。**令和5年1月**以降は新様式の申請書等の使用にご協力をお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください！！ ➡



問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）



令和5年1月中旬以降

医療費のお知らせを事業所様宛にお送りします

協会けんぽでは加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

■ 対象期間

令和3年10月診療分～令和4年9月診療分

※ 当協会に医療機関の受診情報が到着するのは受診された月から3～4か月後であるため
令和4年10月～令和4年12月診療分は記載がありませんのでご了承ください。

■ 送付時期

令和5年1月中旬から順次事業所へ発送



事業主様へお願い

開封せずに、被保険者様へお渡しいただきますようお願いいたします。



医療費のお知らせは医療費控除の申告手続きに使用できます

申告の際、医療費控除の添付書類として「医療費のお知らせ」が使用できます。
ただし、「医療費のお知らせ」に記載のない医療費については、別途「医療費控除の明細書」が必要となります。
また、**医療費控除については管轄の税務署にお問い合わせください。**

問い合わせ先：055-220-7753（レセプトグループ）

ご存じですか？

協会けんぽ公式YouTubeチャンネル

協会けんぽではYouTube公式チャンネルにて、様々な動画を配信しています。申請書の書き方等の説明動画もございますので、ぜひご覧ください！！

また、山梨支部では特定保健指導についての動画を作成しました。併せてご覧ください！！

こちらからご覧いただけます！！



本部公式チャンネル



山梨支部公式チャンネル



協会けんぽ山梨支部公式チャンネル
特定保健指導動画

問い合わせ先：055-220-7751（企画総務グループ）